(目的)

第1条 本会は、地方自治体を取り巻く環境の変化を受けて設立した鳥栖基山地域ビジョン検討委員会の提言の具現化を図るとともに、さらなる鳥栖基山地域の連携を深めることを目的とする。

(名称)

- 第2条 本会は、鳥栖・基山連携強化に向けた勉強会(以下「勉強会」という。)と称する。 (取組)
- 第3条 勉強会は、次に掲げる取組を行う。
 - (1) 鳥栖基山地域連携ビジョン検討委員会提言「一体感向上のまちづくり」の具現化
 - (2) 鳥栖市民及び基山町民にとって、サービス向上に繋がる取組の検討
 - (3) その他勉強会の目的を達成するために必要な取組

(組織)

- 第4条 勉強会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 鳥栖市の職員
 - (2) 基山町の職員
 - (3) その他会長が必要と認める者

(会長及び副会長)

- 第5条 勉強会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は勉強会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 勉強会の会議は、市町の要請により開催する。

(事務局)

第7条 勉強会の事務局は、鳥栖市総務部総合政策課及び基山町企画政策課に置く。 (経費)

第8条 勉強会に要する経費は市町が協議して負担する。

(補則)

第9条 この会則に定めのない必要な事項については、勉強会において定める。

附 則

この会則は、平成22年 9月 7日から施行する。